

第21回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成26年2月17日(月)午後1時30分から午後3時40分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

楠本 新,小山紀昭,辻田高宏,槌田禎子,中田慶子,馬場淳子,林 博行,平井健一郎,
渡邊 弘

(2) 事務担当者

秋吉事務局長,前田首席家裁調査官,吉崎首席書記官,景山次席家裁調査官,兒玉総務課長,
川崎主任書記官,飯田総務課課長補佐(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ(楠本委員長)

(3) 新任委員自己紹介(槌田委員,馬場委員及び林委員)

(4) 協議

「家事事件手続法施行後1年を振り返って」
出された意見等の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「成年後見制度について」

イ 日程

平成26年9月29日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :事務担当者等で略記する。)

第1 導入説明

家事事件の内容、処理の流れ、法改正のポイントなどを裁判官、次席家裁調査官、主任書記官から説明した。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

家事事件の特徴として、後見的立場、職権主義という面があり、一方で、新しい家事事件手続法の制定の背景には、当事者の権利意識が高まり、権利自体のみならず手続に対しても関心が高まっているという事情もあるという説明があったが、後見的立場、職権主義と適正手続主義というものはなじみにくく、バランスが難しいというイメージがある。実際の運用の場面では、どのように考えているのか伺いたい。

職権主義と手続保障のバランスが大事なところであり、手続保障を重視するのであれば、民事訴訟のように当事者主義にすればよいのだが、家庭裁判所で取り扱う事件の当事者は弁護士を付けていない人が多く、どのような主張をすれば有利なのか、どのような資料を出せば有利なのかということも認識していない。当事者主義を貫いてしまうと、そのような弱い立場の人に酷な結果となってしまう。裁判所が促して、必要な資料の提出を求めたり、手続の手順をきちんと説明したりということをしないと、主張をしたり、証拠を出したりする機会を奪うことになってしまうので、そういうところはきちんと保障していこうということだと考えている。

家事審判法下では、子の意思の確認についての明確な定めはなかったということであれば、子供の権利条約、児童の権利条約に定められている子供の意見表明権といった規定に反していて、家事事件手続法制定の過程では、そのような条約のことも参考にされたということなのか。

民法766条には、「子の利益を最も優先して」という言葉があるのに対して、家事事件手続法65条では、子の利益を最も優先してというような言葉はなく、むしろ、「子の年齢及び発達の程度に応じて」というような言葉がある。実務上、何か違いはあるのか。

子供の年齢が高くなるに従って、子供の意思の確認の仕方が観察的から言語的になっていくという説明があったが、子供が知的障害をもっているような場合は、どのようにして子供の意思の確認を行っているのか伺いたい。

従前の家事審判法は、昭和22年にできた法律なので、その頃はまだ、子供の意思の確認というような概念自体ながかったのだと思う。その後の社会情勢の変化により、国際的には当たり前のことになったが、日本では、法律が改正されないままこれまで来てしまった。実際の審判や調停の運用の中では、子供の意見や意向を重視していたが、法律には規定がなかったということで、今回の改正でもりこまれたということである。

「子の利益を最も優先して」と「子の年齢及び発達の程度に応じて」ということの整合

性は難しい。特に、離婚事件では、父親と母親の間に挟まれて、子供達が精神的に不安定になったりするのだが、裁判所は、家裁調査官が面談したり家庭訪問したりして確認した子供の意向、心情を重視しながら、手続を進めている。

発達障害の子供でも、他の子供と区別して対応するというのではなく、意向確認は他の子供と同じように行っている。家裁調査官は、発達障害の問題があるようなときには、そのことをきちんと調停委員会に報告した上で、調停の運営に繋げるようにしている。

平成10年ころから、面会交流を実際にやってみる庁が増えてきて、今は、当たり前のように調停の中で面会交流を話題にするようになってきた。面会交流することで、子供が自尊感情を持てるという研究発表もあり、重要なことなので、調停の中でしっかりと反映していくことを考えている。

今日の話の中では、当事者の言い分を整理するのにホワイトボードを活用しているというのが印象に残った。

家事事件手続法ができる少し前から、面会交流や養育費について、きちんと考えなければならないという社会に変わってきたということは分かったが、面会交流がDVのケースでも増えてきたという話をよく聞く。面会交流をしなければならないという圧力が強まったという見方もあって、その一方で、どのようにして安全な面会交流を実施するかという問題の検討が欠けているように思う。その点考慮してもらいたい。

調停の早期の段階で、面会交流、養育費の重要性を説明して促すということだが、養育費を払ってもらわないのだから、面会交流をするのも仕方がないという言い方をされると、DV被害者は、危険だから子供と会わせたくないという主張をしにくいという声を聞くことがある。また、2、3歳の子供でも、父親に会いたくないと言えば、叱られるのではないかと考えて、迎合的になるなど葛藤の中にいるということを理解してもらいたい。

確かに、面会交流と養育費を交換条件のように言う人もいるが、調停では、面会交流と養育費の話は別の話だという説明をきちんとしている。

検察庁では、いわゆるコミュニケーション弱者に対する事情聴取のあり方が大きな課題になっている。具体的には、コミュニケーション弱者には、それぞれの特質があるので、必要に応じて、専門的知見に基づいて聴取の仕方についてアドバイスを受けながら進めるなど、ケースバイケースで様々な取組を行っている。重篤な知的障害がある方の取り調べの際に、専門家も同席してもらうことがある。そして、検察官の発問のあり方、その知的障害がある方の回答の受け止め方といった双方についてアドバイスを受けながら、事情を聴取するという取組を行っている。

また、コミュニケーション弱者の取り調べは、録音、録画をするようにしており、その取り調べが妥当なものであったかを事後的に検証できるようにもしている。そして、録画したものを専門家に見てもらい、取り調べが妥当なものであったかを判断してもらって、組織に蓄えられる知識として、今後活かすことにしている。

子供の意向がどこにあるのかというのは本当に難しく、どちらにもないというようなこともたくさんあるのだと思う。子の利益を尊重してというときに、子供の意向と反対

の結果になるということもあるのだろうと思う。

自分の子供を見ていても、兄弟であっても、一人は小さい頃から、誰が好きということをはっきり言うけれども、もう一人は、誰が好きかと聞いても、絶対に答えないというような違いがある。面会交流権は親の権利かもしれないが、子供が本当はどうしたいのかを最優先すべきだと思う。しかし、子供の気持ちを把握するのがとても難しいことだと思う。

離婚の相談を訪れる方は、子供が幼いうちは、一般的には、親権は母親が取るものだと考えている人が多い。また、養育費の相場というのがどのくらいかということに気がしながら来て、養育費の相場が自分が考えていたより悪い条件だと、それならば、離婚せずに我慢しようかなと考えている人も多い。離婚の意味も揺れている、そのような中で、子供が父親、母親のどちらに行くのが幸せなのかを決めるのは難しい。裁判所の業務というのは難しいものだと思う。

ホワイトボードで記録に残すというのは、良い方法だと思った。

家事事件手続法と直接関係のない意見でも、家庭裁判所への意見があれば出してもらいたい。

インターネットでは、調停委員の役割を誤解している又は理解していないと思われる書き込みをよく見る。調停制度や調停委員の役割について、国民に広く理解してもらうための取組をした方がいいのではないかと思う。

少年事件の場合は、事件の真相が分からず、後になっても分からないことが多い。加害少年が何を考えていたのか、その後どう考えているのかということも知り得ない。せめて、被害者側には、加害少年のその後が明らかにされてもいいのではないかと思う。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成26年2月17日現在

長崎家庭裁判所長	楠 本 新
長崎地方検察庁検事正	小 山 紀 昭
長崎県弁護士会所属弁護士	多 良 博 明
医療法人五省会廣中病院精神科医師	辻 田 高 宏
株式会社テレビ長崎報道局長	槌 田 禎 子
特定非営利活動法人DV防止ながさき理事長	中 田 慶 子
長崎市市民局市民生活部次長	
人権男女共同参画室長	
男女共同参画推進センター（アマランス）所長	馬 場 淳 子
社団法人成年後見センター・リーガルサポート	
長崎支部所属 長崎県司法書士会所属司法書士	林 博 行
長崎家庭裁判所裁判官	平 井 健一郎
活水女子大学文学部現代日本文化学科准教授	渡 邊 弘